

審査の概要

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネルほか 32 者 (59 番組) の申請番組については、29 者 (54 番組) が、

- ① 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。) 第 93 条第 1 項及び第 2 項
- ② 基幹放送普及計画 (昭和 63 年郵政省告示第 660 号)
- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令 (平成 23 年総務省令第 82 号)
- ④ 放送法関係審査基準 (平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「審査基準」という。) 第 6 条及び別紙 2 (第 6 条関係)

の各規定 (以下「絶対審査基準」という。) に適合するものと認められ、4 者 (5 番組) が、放送法第 93 条第 1 項第 4 号に適合しないものと認められた。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第 7 条、第 8 条及び別紙 3 (第 7 条関係) の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

II 比較審査

絶対審査基準に適合した 29 者 (54 番組) の申請番組 (HDTV 番組 27 者 (32 番組)、SDTV 番組 19 者 (22 番組)) を対象に以下のとおり比較審査を行うこととなった。

(1) 第一次比較審査 (審査基準別紙 3 (第 7 条関係) 「2」)

審査基準別紙 3 (第 7 条関係) 「2」の規定により、4 つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4 つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

(2) 第二次比較審査 (審査基準別紙 3 (第 7 条関係) 「3」)

① 12 スロット以上返上する HDTV 番組の審査

審査基準別紙 3 (第 7 条関係) 「4」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により 12 スロット以上の周波数を返上して、既存の放送番組の HD 化を希望する 2 者 (3 番組) の申請番組を優先して認定することとした。

② 上記①による認定後の HDTV 番組の審査

上記①の審査により 2 者 (3 番組) の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があつたため、審査基準別紙 3 (第 7 条関係) 「4」(2)の規定により、上記①の

認定後の残りの周波数、上記①の認定に伴い返上された周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、HDTV番組を希望する申請番組を優先して審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙3-1参照）。審査の結果、HDTV番組を希望する7者（7番組）の申請番組を認定することとした。

③ SDTV番組の審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「4」(3)の基準に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、SDTV番組を希望する18者（21番組）のうち、既存放送番組の画質向上を目的とする2者（2番組）の申請番組を認定することとした。

また、上記の申請番組を認定しても、なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数を対象に、審査基準別紙3（第7条関係）「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙3-2参照）。審査の結果、SDTV番組を希望する2者（2番組）の申請番組を認定することとした。